

確定申告や町県民税（個人住民税）申告に関するQ & A

Q 1. 昨年は収入がなかったのですが、町県民税の申告は必要ですか？

A 1. 収入の有無について申告がなければ、課税・非課税の判定ができないため、前年中に収入がなかった方や、税務署で「確定申告の必要がない。」とされた方でも、「収入がなかった。」という町県民税の申告は必要です。

申告がない場合、所得証明書などの発行ができません。また、所得金額による軽減措置や補助が受けられないなど、様々な手続きに影響があります。

○国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置

○高額医療費の自己負担限度額判定

○国民年金保険料の免除申請

○就学支援金の申請

○幼稚園・保育所の保育料の算定

○所得証明書及び課税証明書の発行

○児童手当・児童扶養手当・福祉医療の支給

Q 2. 所得税の確定申告をする予定ですが、町県民税の申告は必要ですか？

A 2. すでに確定申告をされた、または申告予定の方は町県民税の申告をする必要はありません。

前年度に、町県民税の申告をされた方へ、1月中旬ごろに申告書を郵送しますが、確定申告をされた、または申告予定の方でお手元に町県民税の申告書が届いた場合はお手数ですが、破棄していただくようお願いします。

Q 3. 給与所得以外の所得、または公的年金以外の所得が、20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要と聞きましたが、町県民税の申告は必要ですか？

A 3. 年末調整された給与所得以外の所得が20万円以下の場合、または、年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要です。

しかし、町県民税は、所得税のように源泉徴収（所得が発生した時点で納税）する制度ではないため、たとえ所得が少額でも、他の所得と合計して税額を算出しますので、必ず申告をする必要があります。

Q 4. 給与、公的年金等以外にも所得があるのですが、その所得に対する町県民税の納付方法を選択することはできますか？

A 4. 原則申告時に、給与天引き（特別徴収）、または自分で納付（普通徴収）のどちらかを選択できます。確定申告書（第二表）の下部「住民税に関する事項」の「給与、公的年金以外の所得に係る住民税の徴収方法」の該当する箇所に○をつけてください。ただし、給与、公的年金等以外の所得に対する町県民税は公的年金等からの天引きはできません。なお、町県民税額などにより、選択した方法と異なる徴収方法となる場合がありますのでご了承ください。

Q 5. 昨年、65歳になり現在年金受給者です。昨年の年間収入は、年金収入が150万円、給与収入が100万円です。会社で年末調整をしましたが確定申告をする必要がありますか？

A 5. 公的年金等の収入金額が400万円以下でこの収入以外の所得金額（※1）が20万円以下の場合、確定申告不要制度の対象となり、申告義務はありません。公的年金等の収入が150万円、給与収入が100万円の場合、公的年金等の所得金額が40万円（※2）、給与

の所得金額が 35 万円（※3）となり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以上となるため確定申告をする必要があります。

なお、公的年金等の収入が 400 万円以下で、申告義務の必要がない方でも、次のような要件に該当すれば確定申告をして税金が戻ってくる場合があります。

- ・公的年金等の源泉徴収票に源泉徴収税額がある場合（源泉徴収税額が 0 円の場合は該当しません）
- ・医療費控除（セルフメディケーション税制）・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金控除などの適用を受ける場合

- ※1 給与所得（アルバイト・パートなども含む）、雑所得（個人年金・原稿料・FX 取引など）、事業・不動産・農業所得など
- ※2 公的年金等の所得＝公的年金等の収入－110 万円（110 万円は、65 歳以上の公的年金等の収入に対する控除金額。65 歳未満の場合は控除金額 60 万円）
- ※3 給与所得＝給与収入－55 万円（55 万円は給与収入に対する控除金額）－10 万円（所得金額調整控除）

Q6. ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をしたのですが、確定申告で医療費控除の申告をする予定です。その場合、ワンストップ特例制度を申請した寄附金控除はどうなりますか？

A6. ふるさと納税ワンストップ特例とは、確定申告が不要な給与所得者等が、本来確定申告をすることで受ける所得税の寄附金控除額の適用を受けずにその相当額を含めた金額を町県民税の税額から減額するという制度です。確定申告をすると、この制度の適用を受けることができなくなりますので、確定申告の時に寄附金控除の申告もする必要があります。確定申告には、すべての寄附金受領証明書が必要です。

■「申告フローチャート」で申告の有無が確認できます

■年金受給者の方は「公的年金等を受給している方の場合の申告フローチャート」をご確認ください。